

散會セリ

會社ハ解雇者ニ對シ解雇手當トシテ日給十四日
分ト外ニ同情金トシテ各十円宛支給スル旨申渡
シタルモ他職工ノ参加強要ヲ断念シ解雇者
ノミノ問題ニテ交渉スルトセバ相當讓歩スル
意嚮ナリト

(以上)

13. 8. 21
第45号

勞秘乙第三二四號

大正十五年八月二十日

藤倉電線株式會社深川工場勞働爭議ニ

関スル件

(第四報一解決)

去ル十七日夜ノ協議會ニ於テ内部職工カ更ニ結束ナキ
為メ罷業總業ヲ断念シ被解雇者ノ問題ニ就テ交渉スル
事トナレルハ既報ノ如クナルカ翌十八日被解雇職工等
ハ尙未練ヲ有シ職工出勤時ニ工場附近ニ於テ別記聲明
書ヲ配布セントセシカ取締警察官ニ於テ注意ヲ與ヘテ
中止セシメタルニ暫時ニシテ爭議本部ニ引揚ケ次テ本
部理事長中ル佐々木節ハ所轄深川洲崎警察署長ヲ訪
向聲明書配布方ニ付諒解ヲ求メントナルニ許容セラレ
ズ止ムナク解雇者ノ問題ニ付キ會社側トノ會見方ノ翰